

第24期 中間決算公告

2022年12月28日

東京都港区港南二丁目16番5号
 楽天銀行株式会社
 代表取締役社長 永井 啓之

中間連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,003,726	預 金	8,234,125
コールローン	22,855	コ ー ル マ ネ ー	4,552
債券貸借取引支払保証金	472,976	借 用 金	2,170,200
買入金銭債権	1,753,123	外 国 為 替	1,498
有 価 証 券	754,060	そ の 他 負 債	71,268
貸 出 金	3,430,700	賞 与 引 当 金	730
外 国 為 替	10,475	役 員 賞 与 引 当 金	2
そ の 他 資 産	227,947	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,267
有形固定資産	3,897	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	9
無形固定資産	17,939	支 払 承 諾	9,945
繰延税金資産	7,195	負債の部合計	10,493,599
支払承諾見返	9,945	(純資産の部)	
貸倒引当金	△1,364	資 本 金	25,954
		資 本 剩 余 金	3,880
		利 益 剩 余 金	171,835
		株 主 資 本 合 計	201,670
		その他の有価証券評価差額金	△6,255
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
		為 替 換 算 調 整 勘 定	4,610
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△23
		その他の包括利益累計額合計	△1,663
		非 支 配 株 主 持 分	19,873
		純 資 産 の 部 合 計	219,880
資産の部合計	10,713,479	負債及び純資産の部合計	10,713,479

中間連結損益計算書

自 2022年4月1日
至 2022年9月30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	58,391
資金運用収益	33,282
(うち貸出金利息)	(23,455)
(うち有価証券利息配当金)	(739)
役務取引等収益	20,540
その他業務収益	3,804
その他経常収益	170
信託報酬	594
経常費用	40,424
資金調達費用	3,082
(うち預金利息)	(2,692)
役務取引等費用	16,611
その他業務費用	2
営業経費	19,751
その他経常費用	975
経常利益	17,966
特別損失	0
固定資産処分損	0
税金等調整前中間純利益	17,966
法人税、住民税及び事業税	6,662
法人税等調整額	△865
法人税等合計	5,797
中間純利益	12,169
非支配株主に帰属する中間純損失	643
親会社株主に帰属する中間純利益	12,812

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 23 社

会社名

楽天信託株式会社
楽天国際商業銀行股份有限公司
一般社団法人スーパートラストホールディングス
合同会社スーパートラスト1
合同会社スーパートラスト2
合同会社スーパートラスト3
合同会社スーパートラスト4
合同会社スーパートラスト5
合同会社スーパートラスト6
合同会社スーパートラスト7
合同会社スーパートラスト8
合同会社スーパートラスト9
合同会社スーパートラスト10
合同会社スーパートラスト11
合同会社スーパートラスト12
合同会社スーパートラスト13
合同会社スーパートラスト14
合同会社スーパートラスト15
合同会社スーパートラスト16
合同会社スーパートラスト17
合同会社スーパートラスト18
合同会社スーパートラスト19
合同会社スーパートラスト20

② 非連結の子会社及び子法人等 4 社

会社名

楽天バンクドメインサービス株式会社
トランスバリュードメインサービス株式会社
東松島「絆」太陽光発電所（実績配当型合同運用指定金銭信託）
東松島「絆」太陽光発電所事業信託（単独運用指定金銭信託）
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0 社

② 持分法適用の関連法人等 0 社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4 社

会社名

楽天バンクドメインサービス株式会社
トランスバリュードメインサービス株式会社
東松島「絆」太陽光発電所（実績配当型合同運用指定金銭信託）
東松島「絆」太陽光発電所事業信託（単独運用指定金銭信託）
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等 0 社

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6 月末日 1 社 9 月末日 22 社

② 6 月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、9 月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しています。またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っていません。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～18年

その他：2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は137百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として1年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 重要な収益及び費用の計上基準

① 収益の認識方法

顧客との契約から生じる収益は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約毎に識別した履行義務の充足状況に基づき中間連結損益計算書に認識しています。その主なものは役務取引等収益であり、大別して、為替預金業務、住宅ローン取扱業務、カード決済業務、toto宝くじ販売業務、その他の業務から構成されています。

② 主な取引における収益の認識

顧客との契約から生じる収益は、収益認識の時期の決定に重要な影響を与える項目である履行義務の充足時期を以下の通り判定しており、それぞれの経済実態を忠実に表現する収益認識方法となっています。

取引の対価は取引時点で現金決済するものが大宗であり、それ以外の取引から認識した債権についても、1年内の回収を原則としています。

為替預金業務のうち、為替業務収益は、主として送金・振込手数料から構成され、決済時点で認識しています。また預金業務収益は、主としてATM利用料、定期的な口座管理サービス手数料から構成され、ATM利用料は取引実行時点で認識、定期的な口座管理サービス手数料はサービス提供期間にわたって認識しています。

住宅ローン取扱業務に関連する収益は、主として住宅ローン及び投資用マンションローンの取扱いに係る事務手数料であり、関連するサービスが提供された時点で認識しています。

カード決済業務に関連する収益は、主としてデビットカード決済手数料及びその他カード関連業務収益から構成され、デビットカード決済手数料は決済時点で認識、その他カード関連業務収益は、サービス提供期間にわたって認識しています。

toto及び宝くじ販売業務に関連する収益は、主にtoto及び宝くじの販売受取手数料であり、toto及び宝くじの販売の対価として収受し、主に顧客との取引日の時点で認識しています。

その他の業務に関連する収益には、広告掲載受取手数料、アフィリエイト受取手数料等が含まれており、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識しています。また、役務取引等収益に加え、連結子会社が提供する信託業務に関連する収益があり、主に委託者から信託された財産の管理等のサービス提供の対価として受領する手数料であって、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしています。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(12) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却を行っています。

(13) 連結納税制度の適用

当行及び国内の連結される子会社は、楽天グループ株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 1百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は451,658百万円、中間連結会計期間に当該処分をせずに所有している有価証券は21,477百万円であります。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1百万円
危険債権額	828百万円
三月以上延滞債権額	432百万円
貸出条件緩和債権額	280百万円
合計額	1,542百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

買入金銭債権等	233,774百万円
有価証券	532,622百万円
貸出金	1,317,646百万円

担保資産に対応する債務

借入金	2,170,200百万円
-----	--------------

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券112,874百万円を差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金140,415百万円、先物取引差入証拠金748百万円、金融商品等差入担保金18,444百万円及び保証金13,556百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、592,220百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが577,045百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 3,460百万円

7. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座借越契約を締結しております。

当中間連結会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額	10,000 百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	10,000 百万円

8. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 12.60%

(中間連結損益計算書関係)

- 「その他経常収益」には、償却債権取立益 8 百万円、睡眠預金収益 12 百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 315 百万円、貸出金償却 135 百万円、貸倒償却 5 百万円、睡眠預金費用 26 百万円、数理計算上の差異償却 33 百万円及び上場準備費用 306 百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2022 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注 1) 参照)。また、現金預け金、コールローン、債券貸借取引支払保証金、外国為替(資産・負債)並びにコールマネーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権 (※ 1)	1,753,105	1,753,811	705
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	522,904	518,165	△4,739
その他有価証券	229,715	229,715	—
(3) 貸出金	3,430,700	—	—
貸倒引当金 (※ 1)	△1,300	—	—
	3,429,399	3,431,721	2,321
資産計	5,935,124	5,933,413	△1,711
(1) 預金	8,234,125	8,234,161	36
(2) 借入金	2,170,200	2,170,200	—
負債計	10,404,325	10,404,361	36
デリバティブ取引 (※ 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,124	4,124	—
ヘッジ会計が適用されているもの (※ 3)	7	7	—
デリバティブ取引計	4,131	4,131	—

(※ 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※ 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(※ 3) ヘッジ対象である外貨建定期預金に係る未履行の確定契約のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した為替予約であり、主に繰延ヘッジを適用しております。

(注 1) 市場価格のない株式等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※ 1)	1,430
非連結子会社株式 (※ 1)	1
その他証券 (※ 2)	8
出資金 (※ 2)	102
合 計	1,542

- (※1) 非上場株式及び非連結子会社株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (※2) その他証券及び出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
買入金銭債権	—	7,053	126,915	133,969
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	122,593	—	—	122,593
社債	12,366	—	12,174	24,541
株式	—	—	0	0
その他	—	79,764	2,815	82,580
デリバティブ取引				
金利関連	—	6,652	—	6,652
通貨関連	—	9,496	—	9,496
資産計	134,959	102,966	141,907	379,833
デリバティブ取引				
金利関連	—	6,578	—	6,578
通貨関連	—	5,437	—	5,437
債券関連	0	—	—	0
負債計	0	12,016	—	12,016

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
買入金銭債権	—	—	1,619,841	1,619,841
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	514,574	—	—	514,574
社債	3,591	—	—	3,591
貸出金	—	—	3,431,721	3,431,721
資産計	518,165	—	5,051,563	5,569,728
預金	—	8,234,161	—	8,234,161
借入金	—	2,170,200	—	2,170,200
負債計	—	10,404,361	—	10,404,361

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
資 産

買入金銭債権

買入金銭債権については、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、割引率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レ

ベル3の時価に分類しております。そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債、社債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しています。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、割引率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2022年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
買入金銭債権	現在価値技法	割引率	0.354%－1.870%	0.779%
有価証券				
その他有価証券				

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2022年9月30日)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売 却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価 への振 替	レベル3 の時価 からの 振替	期末 残高	当期の損益に計上し た額のうち中間連結 貸借対照表日におい て保有する金融資産 及び金融負債の評価 損益
		損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 (*1)					
買入金銭債権	125,023	—	△24	1,916	—	—	126,915	—
有価証券	7,532	—	△116	7,575	—	—	14,991	—
その他有価証券	7,532	—	△116	7,575	—	—	14,991	—

(*1) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当行グループは時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しており、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価の比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

買入金銭債権及び有価証券の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、TIBOR、国債金利等と信用のリスクプレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2022年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	29,973	29,983	9
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	29,973	29,983	9
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないも の	国債	489,252	484,591	△4,661
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	3,678	3,591	△87
	その他	—	—	—
	小計	492,930	488,182	△4,748
合計		522,904	518,165	△4,739

2. その他有価証券（2022年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	49,826	49,756	69
	小計	49,826	49,756	69
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの	株式	1,430	1,430	—
	債券	147,134	149,833	△2,699
	国債	122,593	124,724	△2,131
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	24,541	25,109	△567
	その他	166,724	173,369	△6,645
	小計	315,288	324,633	△9,344
	合計	365,115	374,390	△9,275

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区 分	当中間連結会計期間
経常収益	58,391
うち役務取引等収益	20,540
為替預金業務	12,291
住宅ローン取扱業務	1,545
カード決済業務	5,489
toto・宝くじ販売業務	1,655
その他の業務	2,536
顧客に支払われる対価	△2,978

（注）役務取引等収益の 為替預金業務収益は主に個人営業本部、法人営業本部及びサービス高度化本部から、それ以外の業務収益は主に個人営業本部から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 1,216円11銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 77円90銭

（注）2022年9月27日を効力発生日として、普通株式1株を70株に分割しております。

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額については、当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

第24期中間決算公告

2022年12月28日

東京都港区港南二丁目16番5号
 楽天銀行株式会社
 代表取締役社長 永井 啓之

中間貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,996,520	預 金	8,394,722
債券貸借取引支払保証金	459,699	借 用 金	2,170,200
買入金銭債権	1,740,133	外 国 為 替	1,498
有 価 証 券	952,416	そ の 他 負 債	70,284
貸 出 金	3,426,681	未 払 法 人 税 等	1,054
外 国 為 替	10,475	そ の 他 の 負 債	69,230
そ の 他 資 産	227,556	賞 与 引 当 金	499
その他の資産	227,556	退 職 給 付 引 当 金	1,228
有形固定資産	2,376	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	9
無形固定資産	13,540	支 払 承 諾	9,945
繰延税金資産	5,917	負債の部合計	10,648,387
支払承諾見返	9,945	(純資産の部)	
貸倒引当金	△1,322	資 本 金	25,954
		資 本 剰 余 金	3,880
		資本準備金	2,468
		その他資本剰余金	1,412
		利 益 剰 余 金	171,520
		その他利益剰余金	171,520
		繰越利益剰余金	171,520
		株 主 資 本 合 計	201,355
		その他有価証券評価差額金	△5,805
		繰延ヘッジ損益	4
		評価・換算差額等合計	△5,800
		純資産の部合計	195,554
資産の部合計	10,843,942	負債及び純資産の部合計	10,843,942

中間損益計算書

自 2022年4月1日
至 2022年9月30日

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		57,190
資金運用収益	32,743	
(うち貸出金利息)	(23,411)	
(うち有価証券利息配当金)	(818)	
役務取引等収益	20,475	
その他業務収益	3,801	
その他経常収益	170	
経常費用		38,207
資金調達費用	2,665	
(うち預金利息)	(2,287)	
役務取引等費用	16,555	
その他業務費用	2	
営業経費	18,044	
その他経常費用	939	
経常利益		18,983
特別損失		0
税引前中間純利益		18,983
法人税、住民税及び事業税	6,457	
法人税等調整額	△549	
法人税等合計		5,907
中間純利益		13,075

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～18年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は137百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として1年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求

に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として中間決算日の為替

相場による円換算額を付しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 収益の認識方法

顧客との契約から生じる収益は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約毎に識別した履行義務の充

足状況に基づき中間損益計算書に認識しております。その主なものは役務取引等収益であり、大別して、為替預金業務、住宅ローン取扱業務、カード決済業務、toto宝くじ販売業務、その他の業務から構成されております。

(2) 主な取引における収益の認識

顧客との契約から生じる収益は、収益認識の時期の決定に重要な影響を与える項目である履行義務の充足時期を以下の通り判定しており、それぞれの経済実態を忠実に表現する収益認識方法となっております。

取引の対価は取引時点で現金決済するものが大宗であり、それ以外の取引から認識した債権についても、1年内の回収を原則としております。

為替預金業務のうち、為替業務収益は、主として送金・振込手数料から構成され、決済時点で認識しております。また預金業務収益は、主として ATM 利用料、定期的な口座管理サービス手数料から構成され、ATM 利用料は取引実行時点で認識、定期的な口座管理サービス手数料はサービス提供期間にわたって認識しております。

住宅ローン取扱業務に関連する収益は、主として住宅ローン及び投資用マンションローンの取扱いに係る事務手数料であり、関連するサービスが提供された時点で認識しております。カード決済業務に関連する収益は、主としてデビットカード決済手数料及びその他カード関連業務収益から構成され、デビットカード決済手数料は決済時点で認識、その他カード関連業務収益は、サービス提供期間にわたって認識しています。

toto及び宝くじ販売業務に関連する収益は、主に toto 及び宝くじの販売受取手数料であり、toto 及び宝くじの販売の対価として収受し、主に顧客との取引日の時点で認識しています。

その他の業務に関連する収益には、広告掲載受取手数料、アフィリエイト受取手数料等が含まれており、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識しています。

7. ヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日。以下「業種別委員会実務指針第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしています。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日。以下「業種別委員会実務指針第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

8. 連結納税制度の適用

当行は、楽天グループ株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額 19,403 百万円

2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は 451,658 百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有している有価証券は 8,266 百万円であります。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	一百万円
危険債権額	825 百万円
三月以上延滞債権額	418 百万円
貸出条件緩和債権額	277 百万円
合計額	1,521 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 766,396百万円

貸出金 1,317,646百万円

担保資産に対応する債務

借入金 2,170,200百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券 112,874 百万円を差し入れております。また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金 140,415 百万円、先物取引差入証拠金 748 百万円、金融商品等差入担保金 18,444 百万円及び保証金 13,517 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、592,220 百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが 577,045 百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 3,008 百万円

7. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座借越契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額	10,000 百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	10,000 百万円

8. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ (10) に規定する単体自己資本比率 (国内基準) 11.59%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 8 百万円、睡眠預金収益 12 百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 315 百万円、貸出金償却 104 百万円、貸倒償却 0 百万円、睡眠預金費用 26 百万円、数理計算上の差異償却 33 百万円及び上場準備費用 306 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2022年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	29,973	29,983	9
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	29,973	29,983	9
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	489,252	484,591	△4,661
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	3,678	3,591	△87
	その他	—	—	—
	小計	492,930	488,182	△4,748
合計	522,904	518,165	△4,739	

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	18,371
関連法人等株式	—
関係会社出資金	1,032
合計	19,403

3. その他有価証券 (2022年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券			
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債			
	その他	38,019	37,988	30
	小計	38,019	37,988	30
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,430	1,430	—
	債券	406,854	409,553	△2,699
	国債	122,593	124,724	△2,131
	地方債	—	—	—
	短期社債	259,719	259,719	—
	社債	24,541	25,109	△567
	その他	98,797	104,496	△5,699
	小計	507,081	515,480	△8,399
合計	545,100	553,469	△8,368	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	1,430
その他証券	8
出資金	100
合計	1,538

その他証券については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	404	百万円
貸倒損失	460	
税務上の減価償却超過額	380	
退職給付引当金	376	
有価証券等償却	189	
前受収益	267	
その他有価証券評価差額金	2,562	
その他	1,401	
繰延税金資産小計	6,043	
評価性引当額	—	
繰延税金資産合計	6,043	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	2	
会社分割に伴う関係会社株式差額	124	
繰延税金負債合計	126	
繰延税金資産の純額	5,917	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,189円04銭

1株当たりの中間純利益金額 79円50銭

(注) 2022年9月27日を効力発生日として、普通株式1株を70株に分割しました。

「1株当たり中間純利益金額」については、当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。